

規 則

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一一一九

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一一）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「審査請求は、」を「審査請求は、審査請求人が」に改め、同条第二項中「、審査請求人が記名押印し」を削り、同項第一号中「、住所及び生年月日」を「及び住所」に改める。

第九条第十四項中「記名押印」を「記名」に改める。

第十七条第四項中「記名押印して」を削り、同項第一号中「、住所及び生年月日」を「及び住所」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。